

新型コロナウイルス 予防等対応マニュアル

1、施設内感染予防対策

1) 手洗い・うがい・咳エチケットの励行

- ・飛沫感染の標準予防策同様、職員・利用者共に入館時の手洗い・うがいと、咳をする際の咳エチケットを実施する。スタッフによる実施の声掛け・促しとポスターによる掲示を適宜行う。
- ・マスクは、利用者・職員共に全員着用とする。ない場合は、施設所有のものを使用する。

2) 施設入館制限

入室前の検温について共通：施設入室前に玄関前に対応する。非接触式温度計にて検温を実施。検温結果が 35.0℃以下または 37.0℃以上であれば、接触型体温計にて再検温。再検温の結果、37.0℃以上の場合、担当者へ報告し再々検温を実施する。再々検温をする場合は玄関前にある椅子に着席し、10分待機したのち接触型体温計にて検温。36.9℃以内であれば室内に通し、手指消毒と来訪記録に記載する。37.0℃以上の場合、入室をお断りする。

※以下の対象者は別途対応する

職員：各自、入社前の検温実施。

通所利用者：自宅で検温・呼吸器症状の有無の確認をして、検温表を持参している。玄関前にて検温表を確認し、基準値内（36.9℃以内）であれば、手指消毒をしてデイルームに案内する。検温表が 37.0℃以上あれば、利用をお断りするが、担当者へ報告し指示を仰ぐ。検温表を忘れた方は、【入室前の検温について共通】の対応に準ずる。発熱により利用を断った場合は、ケアマネ・相談支援専門員に情報提供を行う。

ヘルパー事業者：基本外で待機。入室する場合は、【入室前の検温について共通】の対応に準ずる。

宅配や弁当業者など：施設内に入室せず、玄関先で対応する。荷物は玄関外に置いてもらう。施設内に入室して作業をする業者に関しては、【入室前の検温について共通】の対応に準ずる。

ライオンズマンション使用時：入口外にて非接触式温度計を使用して検温を実施。検温結果が 35.0℃以下または 37.0℃以上であれば、接触型体温計にて再検温。再検温の結果 37.0℃以上の場合、対応を担当者と相談する。再々検温をする場合は 10分待機（入口外椅子使用）し、接触型体温計にて検温。36.9℃以内であれば室内に通し、手指消毒と来訪記録に記載する。37.0℃以上であれば、担当者で相談したのち、入室をお断りし、後日改めて日程調整を行う。

3) 施設内環境整備

- ・定期清掃・消毒

時間を決めて、施設内清掃を実施する。アルコール及び次亜塩素酸ナトリウムでの清掃を基本とする。

（時間別清掃内容）

始業前：3・4階を次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）による清拭＋水拭きまたはアルコールによ

る清拭

食事前：1・3階のアルコールによる清拭

食事後：食事に使用した机をアルコールによる清拭

通所終了後：清掃業者による清掃（1・3・4階全体）

利用者が外出等からの帰所後：都度アルコールによる清掃

（清掃する箇所）

机・椅子、家具やドアの取っ手・鍵、スイッチなど、よく触る部分（別紙掃除箇所チェックを作成）

・共有物品使用後の清掃・消毒

（通所利用者の使用する共有物）

共有物（主に筆記用具・文房具・書類ファイルなど）は使用前・後で保管場所を分け、使用したものは都度職員がアルコールで清拭し、使用前の保管場所に戻す。

（職員のみが使用する共有物）

共有物（主に電話・PC・文房具など）は、使用後に職員各自でアルコールによる清拭をする。筆記用具は共有せず、各自で準備する。

（アルコール消毒液の設置）

主な部屋に消毒液を設置し、すぐに消毒できるようにする。また、携帯用の小さなアルコール消毒液を準備し、外出などで出る際は携帯し使用する。

・衛生材料の管理（衛生材料の入手が困難な場合）

マスクは使用数を都度記載する。

以下の物品は、別紙（感染防止用物品在庫管理表）にて月1回在庫数・残量を確認。

- ・マスク
- ・環境整備用アルコール
- ・手指消毒用アルコール
- ・手洗い用せっけん
- ・介助用手袋

月1回在庫数を把握して、使用をコントロールする。

・換気

（通所で使用する場所）

窓を常時開放する。気温が低い・熱い場合は30分おき5分程度開放する。

換気扇・送風機をつける。

（スタッフルーム）

窓を常時開放する。気温が低い・熱い場合は30分おき5分程度開放する（アラームセット）。

換気扇・送風機をつける。

・席配置、業務場所

（通所活動中）

■席配置の基本

- ・対面・直角に向かい合う場合は2m程度の間隔をとる

■上記配置がとれない場合はアクリル板を設置する

- ・机に二席作る場合は、席の間にアクリル板を設置する
- ・対面で2m程度の間隔がとれない場合は、互いの正面にアクリル板を設置する

・2名が直角に配置され、2m程度の間隔が摂れない場合は間にアクリル板を設置する

※1F、3Fデイルーム以外でも活動を行う場合（静養室・会議室など）は、上記配置を設定する
（職員の業務場所）

部署を超えた職員同士の接触を減らすため、主に業務を行う場所を分ける。

通所職員…3階デイルーム・相談室・静養室（夕方以降）・1階

相談・事務職員…3階事務室

（職員の食事）

通所職員…4階会議室 相談・事務職員…3階の自席

食事中はマスクを外すため、飛沫を飛ばさないように会話は避ける。

・洗面台

食器関係の洗浄場所と、手洗い・うがい・歯みがきの場所を分ける。

3階・1階ミニキッチン…食器関係のみを洗う（清潔）

各階トイレ内の洗面台・4階ミニキッチン…手洗い・うがい・歯みがき（不潔）

※利用者で込み合う時間帯（昼・帰宅時等）は、職員はなるべく4階を利用。

4) 通所活動内容

感染拡大の状況によって、活動ロードマップに沿って活動に制限を設ける。

2、施設外感染予防対策

感染拡大の状況によって、活動ロードマップに沿って活動に制限を設ける。

3、利用者に感染者・濃厚接触者が発生した場合の業務継続

【相談窓口】

東京都新型コロナ相談センター 0120-670-440（24時間、土日祝日を含む毎日）

通所利用者の状況別取り扱い

・利用者が新型コロナウイルスに感染した

医療機関の指示に従い、許可がおりるまで通所は中止（最低7日はお休み）。通所再開時のPCR検査不要。

参考）発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは、外出を控えることが推奨される。発症後10日間が経過するまでは、周りの方へ十分な配慮をする。

・同居人が、新型コロナウイルスに感染した場合。

濃厚接触者の特定はないが、重症化リスクを有する利用者が多く通所されていることから、以前の濃厚接触者と同様の通所制限を設ける。通所再開の目安として、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）としたのち再開とする。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

- 利用者の同居者が新型コロナウイルスかは不明だが、体調不良（発熱・呼吸器症状あり）である
利用者本人の通所は可能だが、体調不良の症状がある同居者には受診などをして、原因を確認する。

4、対策の管理運営

1) リスク管理委員会

- 課長を主体としたリスク管理委員会を月1実施する。
- 緊急事態宣言等によって、臨時の委員会を開催する。
- 必要に応じてマニュアル更新を行う。

令和2年3月31日更新

令和2年4月7日更新

令和2年4月24日更新

令和2年7月14日更新

令和2年8月3日更新

令和5年5月8日更新

令和5年8月18日更新